

〔後見支援預金〕

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・後見支援預金 ※「普通預金」または「無利息型普通預金」による取扱いとなります。
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のうち、家庭裁判所より後見支援預金の新規開設にかかる「指示書」の交付を受けた方
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・随時預入 ※新規口座開設時には家庭裁判所が交付する「指示書」に基づき預け入れを行います。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所が発行する「指示書」に基づき払い戻しを行います。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<p>「普通預金」での取扱いの場合、以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 ・スーパー定期預金[単利型] (300万円未満) 1年ものの金利を適用します。 ・年2回 (2月、8月) の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算 ※「無利息型普通預金」での取扱いの場合、利息はつきません。
7. 税金	<p>「普通預金」での取扱いの場合、以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 ・マル優はご利用になれません。 ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 ※「無利息型普通預金」での取扱いの場合、税金はかかりません。
8. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・管理手数料はかかりません ・為替手数料について定期交付金は無料、一時交付金および解約時において当庫内は無料、他行庫宛は通常の手数料をいただきます
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・定めはありません。 ・家庭裁判所が交付する「指示書」が無い場合、当該預金口座の解約はできません。
10. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部 (9時～17時、電話：0120-001-772) にお申し出ください。 ・紛争解決措置 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 ・なお、所定の各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
12. その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。 ・「指示書」の交付申請は成年被後見人の住所地の管轄の家庭裁判所で行ってください。 ・家庭裁判所発行の「指示書」の有効期限は3週間です。 ・「普通預金」の取扱いは、預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。 ・「無利息型普通預金」の取扱いは、預金保険制度の全額保護の対象となります。